

令和6年第2回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和6年3月22日（金）13時30分

○招集場所 見附市役所 4階402会議室

○会議に付した議件

議第23号 専決処分について（教職員人事の内申について）

議第24号 専決処分について（職員人事の内申について）

議第25号 専決処分について（見附市重大事態対策委員会委員の委嘱について）

議第26号 見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議第27号 見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

議第28号 見附市教育センター運営規則の一部を改正する規則の制定について

議第29号 見附市不登校児童生徒適応指導教室設置規則の一部を改正する規則
の制定について

○出席者（4名）

教 育 長 渡 邊 茂 夫

委 員 小 林 弘 武

委 員 小 倉 美 砂 子

委 員 武 田 信 一

○事務局出席者（9名）

教育部長兼教育総務課長 近 藤 芳 生

学校教育課長 佐 藤 昌 弘

こども課長 鈴 木 浩

市民部長兼まちづくり課長	大野 務
教育総務課長補佐	岩崎 済
学校教育課長補佐	関 拓 也
こども課長補佐	橘 和 紀
こども課長補佐	榎本 摂子
副主幹兼総務管理係長	山谷 一 憲

13時30分 開会

教 育 長

これより、令和6年第2回見附市教育委員会定例会を開きます。

現在の出席者4人であります。本日は齋木委員が欠席となります。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「3月市議会定例会一般質問について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告1「3月市議会定例会一般質問について」ご報告いたします。

今回の一般質問の通告で教育委員会関連のものとしましては、渡辺議員、小坂井議員、大坪議員、佐野勇議員、樺澤議員、加藤議員、馬場議員、信賀議員の8名から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、渡辺議員から「子宮頸がんワクチンについて」と「公立小中学校の適正規模を検討する委員会設置について」質問がありました。

子宮頸がんワクチンについては、市の取組として、積極的勧奨を差し控えていたキャッチアップ対象者への対応としてハガキを送付したことや小中学生とも感染症予防の内容で保健の授業等で学ぶ機会があること、またリーフレットやLINE等を活用して接種勧奨をしていきたいと答弁いたしました。

市立学校配置等検討委員会の設置については、令和6年度内に一定の方向性を出していただき、市と協議・調整を尽くしながら教育委員会として最終的に判断を行う予定であることを答弁いたしました。

次に、小坂井議員から「能登半島地震の教訓から見附の避難体制を考える」質問がありました。

名木野小学校長寿命化工事における避難所機能については、受電設備のかさ上げ、トイレの洋式化、特別教室棟の空調設備の設置は行いますが、体育館の空調設備については整備しない方向であると答弁いたしました。

次に、大坪議員から「いじめ・不登校・統廃合 こどもの教育環境について」質問がありました。

いじめ・不登校事案への市の対応としては、令和5年1.2月に改訂した「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき適切に対応していくことを、また不登校事案への市の対応としては、各学校と市内の関係機関が連携して支援にあたり、相談機関、窓口を紹介するリーフレットを配布したり、多様な学びの場を作るなど支援体制に取り組んでいると答弁しました。

学校の統廃合については、来年度設置される市立学校配置等検討委員会で総合的に検討していただき、一定の方向性を令和6年度中に出していただくものと考えていると答弁しました。

次に、佐野勇議員から「物価高騰が学校給食費に与える影響について」質問がありました。

給食用食材の供給と価格高騰については、給食物資の適切な購入を図るため給食運営委員会に物資購入委員会を設置し、積極的に地場産野菜を使用するよう努めていることを答弁いたしました。

次に、樺澤議員から「時代変化に順応する学校教育環境について」質問がありました。

中学校部活動の地域移行については、今年度の卓球とソフトテニスに加え、令和6年度は野球、バレーボール、女子バスケットボールの3種目を開始する予定で準

備を進めており、来年度中には令和8年度以降の市の具体的な方針を示したいことと多様なスポーツ・文化活動を自由に選択できる環境を整備していきたいと答弁しました。

また、学校再編等については、現時点で学校再編や学区見直し等を含め決定している事項はなく、来年度設置される市立学校配置等検討委員会で総合的に検討していただき、一定の方向性を令和6年度中に出していただくものと考えていると答弁しました。

次に、加藤議員から「見附市の教育課題等の方向性について」質問がありました。

人口減少問題から見据える小中学校の在り方については、来年度設置される市立学校配置等検討委員会で総合的に検討していただき、一定の方向性を令和6年度中に出していただくものと考えていると答弁しました。

市内の保育園での現状の課題としては、小規模な保育園の運営維持について、少子化や人口減少といった園児確保が難しい状況が続く中で、全ての園がそれぞれの特徴を十分に発揮することによってよりよい保育環境を提供できるよう努めていきたいと答弁しました。

また、いじめへの取組ですが、「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめに関する認知の感覚や指導力を向上することでいじめの未然防止に努めるとともに不登校防止支援策として「不登校支援プロジェクト」を計画し、各学校と連携し支援に当たると答弁しました。

ヤングケアラーについての課題については、様々な分野が連携し対応することが重要で、早期発見や関係機関と連携した支援を行える体制の構築を進めていくことを答弁いたしました。

次に、馬場議員から「市民の命、暮らし、生業を支える予算を求めて」質問がありました。

給食費の負担軽減支援策については、子育て支援策としての経済的負担の軽減は重要な取組の1つであることから、令和6年度からは18歳未満3人以上世帯への1・2歳児保育料を無償化することで支援することとしており、多額な費用が継続的に係る支援策は、財政面を考慮しながら慎重に考えていきたいと答弁いたしました。

最後に、信賀議員から「プレコンセプションケアの重要性と見附市の取組みについて」質問がありました。

市の取組とプレコンセプションケアについては、これまでもプレコンセプションケアに該当する取組が進められてきており、今後さらに強く意識し、効果的に行えるよう推進していきたいと答弁しました。

以上であります。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小倉委員

渡辺議員の「子宮頸がんワクチンについて」の質問で、積極的に接種してください、という感じにはまだなっていないと感じましたが、現在のところ1年間にどのくらいの方が接種しているのでしょうか。

こども課長

子宮頸がんワクチンは、令和4年度4月から、また積極的勧奨という形に戻っており、接種券を配付して接種いただいています。さらに、積極的勧奨してこなかった時代の方々に対しては、キャッチアップという形で数年間期間を設け、その期間は無償で接種いただいています。

接種の状況につきましては、データを持ち合わせていませんので、お答えできません。

小倉委員

対象年齢にかかっている、「ハガキが届いたから接種しようか」という気持ちになる人が、どれだけいるのかが気になりました。接種を「一旦、少し待つて」とストップをかけられた状態から、再度「どうぞ接種してください」という状態になった時の市の関わり方が難しいのではないかと思います。皆、まだ怖がっている状況なのではないかと感じました。

こども課長

今回の渡辺議員の質問が正にその部分でして、今後どのように接種をPRしていくのかや、メリットやリスクをどのように伝えていくのかなど、それらの情報を市民に知っていただき、判断できるようにしていくべき、という質問をいただきました。

市としては、接種勧奨ハガキの送付や、様々なリーフレットを使ってPRしていきますし、今後様々な方法でPRしていきたいと説明したところです。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告2「令和5年度高等学校進学状況（令和6年3月卒業生）について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

「令和5年度高等学校等進学状況について」ご報告させていただきます。

今年度は、中学校卒業生296名中284名の進学が決定しました。残り11名は、公立校2次募集を受験し結果待ちということです。別紙資料は、本委員会終了後に回収させていただきます。よろしくお願いいたします。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次にまいります。報告2に関する資料は、その性質上、ここで回収させていただきます。事務局は対応をお願いします。

教 育 長

それでは、次に、報告3「令和6年度新採用・転入教職員面識会の開催について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

「令和6年度新採用・転入職員面識会の開催について」説明します。

令和6年度見附市新採用・転入教職員面識会を、4月11日（木）午後3時20分より、見附市文化ホール・アルカディアの小ホールにて開催する予定です。見附市教職員として職責を果たすことを誓う契機とするとともに、見附市の概略と学校教育の基本方針について理解を進め、転入教職員と市長及び市教委関係者、転入者同士の面識、交流を図るために開催するものであります。教育委員の皆様よりご出席いただけますよう、お願い申し上げます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

それでは、日程第3、議件に移ります。

審議に入ります。

議第23号「専決処分について（教職員人事の内申について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第23号「専決処分について」説明します。

専決第3号「教職員人事の内申について」3月8日付で専決処分しましたので承認をお願いするものであります。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第24号「専決処分について（職員人事の内申について）」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第24号「専決処分について（職員人事の内申について）」を説明いたします。

職員人事の内申について、3月22日付で専決処分をしましたので、承認をいただくものです。

異動の内容としましては、転入が8人、転出が4人、昇任及び配置換えのほか退職が5人となっております。

この定例会の出席者の中では、まちづくり課の大野課長が退職、学校教育課の関課長補佐が県に転出、こども課の榎本課長補佐が市民税務課に転出となります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第25号「専決処分について（見附市重大事態対策委員会委員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第25号「専決処分（見附市重大事態対策委員会委員の委嘱について）」説明します。

専決第2号「見附市重大事態対策委員会委員の委嘱について」3月1日付で専決処分しましたので承認をお願いするものであります。

法律関係者として弁護士の山口裕子さん、医療関係者として医師の土谷修一さん、教育心理関係者として臨床心理士の佐藤友哉さん、福祉関係者として社会福祉士の林直さんです。

任期は、令和6年3月1日から令和8年3月31日までです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第26号「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題とします。

市民部長に説明を求めます。

市民部長

議第26号「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

現在委嘱しております同委員が令和6年3月31日をもって任期満了となることから、「見附市社会教育・スポーツ推進審議会設置条例第3条」の規定により15名の委員を委嘱するものです。

なお任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第27号「見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第27号「見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

規則改正の目的についてですが、令和6年度からこども課と公立保育園の連携を

強化し、保育の質の向上やこども課職員および園長の負担軽減を図るため、こども課に総括主査級の保育士1名を新たな職名「統括副園長」として配置する予定です。

この体制変更を行うため、必要となる規定を整備するものです。

条文について、説明いたします。

第2表別表中「総括主査」の次に「統括副園長」を加えるものです。

附則におきまして、施行期日を令和6年4月1日と定めるものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第28号「見附市教育センター運営規則の一部を改正する規則の制定について」、並びに議第29号「見附市不登校児童生徒適応指導教室設置規則の一部を改正する規則の制定について」の2案を一括して議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第28号「見附市教育センター運営規則の一部を改正する規則の制定について」

ご説明いたします。

改正の理由でございますが、「見附市不登校支援プロジェクト」の実施に伴い、既存の見附市教育センター内に設置の適応指導教室を改編し、見附市教育センター内に見附市教育支援センターを設置し、新たにふるさとセンター内にふるさと教育支援センターを設置することに伴う規則を改正するものであります。

職員、職員の職務、組織、部の業務において「指導員」を「支援員」に改めるとともに、「教育支援部」を「学校支援部」に改め、支援員は、教育支援センター（すこやかルーム）、ふるさと教育支援センター（すこやかルーム別室）、保育園等に関する業務の援助、支援及び相談の業務を行うこととしています。

附則におきまして、この規則は公布の日から施行し、改正後の見附市教育センター運営規則の規定は、令和6年2月1日から適用するものでございます。

続きまして、議第29号「見附市不登校児童生徒適応指導教室設置規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

改正の理由は、議第28号と同様に「見附市不登校支援プロジェクト」の実施に伴った、見附市教育センター内の適応指導教室の改編と見附市教育支援センターの設置、ふるさとセンター内にふるさと教育支援センターを設置することに伴う規則を改正するものであります。

第1条では学校生活に適応できない児童生徒に対して、集団生活の適応と学校生活への復帰を援助するとしていたものを、学校生活の復帰及び将来を見据えた社会的自立を支援する多様な機会を確保することとしています。

第2条以下、見附市不登校児童生徒適応指導教室を教育支援センターに改め、ふるさとセンター内にふるさと教育支援センターを設置し、事業内容や職員、任用、定数等において指導員から支援員へ名称を改めております。

附則におきまして、この規則は公布の日から施行し、改正後の見附市教育センタ

一運営規則の規定は、令和6年2月1日から適用するものでございます。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本2案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

教育部長より発言の申し出がありました。教育部長の発言を許します。

教育部長

議第24号の説明の中に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

配布しました資料では、転出者が4名となっていますが、こども課から健康福祉課へ転出される坂井主事と、こども課から総務課に転出される荒木主任、2名のお名前が漏れており、転出者は合計で6名となります。

以上、訂正させていただきます。

教 育 長

只今の訂正説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

議第24号は訂正の上、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、議第24号は訂正の上、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和6年第2回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時00分 閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡 邊 茂 夫

議事録署名委員

小 倉 美 砂 子